福祉医療制度のお知らせ

市内在住の健康保険加入者を対象に、医療費の自己負担金の一部を助成する福祉医療制度を実施しています。各医療制度の内容に該当しているが、手続きをしていない人は、お問い合わせください。

■福祉医療制度

	種　類	対　象	医療費の自己負担	手続きに必要なもの	所得制限
❶	子育て支援医療	高校生年代（※１）までの子ども	１カ月１医療機関、入院・外来（医科・歯科）各200円	▶加入保険資格情報を確認できるもの（※２）	なし
❶	ひとり親家庭医療	ひとり親家庭の母または父と、母または父が扶養している高校生年代（※１）までの子ども、遺児等	原則なし	▶戸籍謄本等 ▶加入保険資格情報を確認できるもの（※２）	あり（所得制限額の表参照）
❷	障がい者医療 重度心身障害 老人健康管理事業	下のいずれかの手帳所持者 ▶身体障害者手帳１～３級 ▶療育手帳 ▶精神障害者保健福祉手帳１級もしくは２級の一部	原則なし	▶障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ▶加入保険資格情報を確認できるもの（※２）	あり（所得制限額の表参照）
❷	老人医療	満65歳～69歳の人	２割または３割 ※世帯内に65歳以上で住民税課税所得が145万円以上の人がいる場合は３割	▶加入保険資格情報を確認できるもの（※２）	本人、配偶者、同一世帯員および扶養義務者全員が所得税非課税

※１　就学・就労を問わず、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもを対象としています。
※２　マイナポータルの健康保険情報画面、資格確認書、資格情報のお知らせのことを指します。

■所得制限額

区分		扶養人数	０人	１人	２人	以降１人につき
❶	ひとり親家庭医療	本人および同居の扶養義務者	236万円未満	274万円未満	312万円未満	38万円加算
❷	障がい者医療・重度心身障害老人健康管理事業	本人	375万８千円以下	413万８千円以下	451万８千円以下	38万円加算
❷		配偶者および扶養義務者	628万７千円未満	653万６千円未満	674万９千円未満	21万３千円加算

※上記の額は、令和７年中の所得から本人控除（ひとり親控除、障害者控除）や社会保険料控除等を差し引いた額です。

医療費の助成・給付

福祉医療制度の受給者証を交付された人は、次の助成を受けられます。

京都府内の医療機関等で診療を受けた場合

医療機関窓口で受給者証を提示すれば、窓口で助成を受けることができます。

※医療費助成のオンライン資格確認システムに対応している医療機関では、マイナンバーカード（マイナ保険証）を医療費助成の受給者証として利用できます。

京都府外の医療機関等で診療を受けた場合

▶重度心身障害老人健康管理事業対象者の場合

診療から約３～４カ月後に登録した口座に振り込みます。

▶それ以外の制度の場合

医療機関窓口で通常の自己負担額を支払後、担当課にて医療費支給申請が必要です。支払額のうち、各制度の自己負担分を除いた額を給付します。

※申請には領収書(原本)が必要です。

問 ❶に関すること＝家庭支援課(☎983-1112)

❷に関すること＝国保医療課医療係(☎983-2976)

国民健康保険の海外療養費制度

国民健康保険加入者が、短期間の海外渡航中に急病や負傷で海外の医療機関で治療等を受けた場合、国内で保険適用される治療は、申請により医療費（自己負担分を除く）の払い戻しを受けることができます。

なお、現地で支払った医療費と日本で同様の診療を受けた場合の医療費とを比べ、低い方の金額が支給されます。

※治療目的の渡航や日本で保険適用されていない治療は対象外です。

■申請に必要なもの　国民健康保険資格確認書またはマイナンバーカードと資格情報のお知らせ、診療内容明細書、領収書、領収明細書、旅券（パスポート）、世帯主名義の金融機関口座番号、調査にかかる同意書

※治療を受けた海外の医療機関で診療内容明細書・領収書・領収明細書を入手してください（診療内容明細書・領収明細書、調査にかかる同意書の様式は、国保医療課窓口または市ホームページから入手可）。

※外国語で作成された必要書類は、日本語訳を添付してください（翻訳者の住所、氏名の記載が必要）。

※申請期間は、医療費を支払った日の翌日から２年間。

※代理人の場合は委任状と本人確認書類が必要です。

問国保医療課国保年金係（☎983-2962）

事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収の実施をお願いします

京都府内全市町村と京都府では個人住民税の特別徴収を推進しています

個人住民税は、個人市町村民税と府民税を合わせたもので、１月１日現在で従業員等が居住する市町村で徴収されます。

徴収方法のうち、給与支払者(事業主）が所得税の源泉徴収と同様に従業員等に支払う毎月の給与から個人住民税を差し引き、市町村に納入する特別徴収制度があります。

原則、所得税の源泉徴収義務がある事業主は、特別徴収義務者としてパートやアルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収することが法令等で義務付けられています（事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません)。

個人住民税の特別徴収を実施されていない給与支払者（事業主）は、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

■特別徴収のメリット

▶個人住民税の税額計算は市町村が行うため、所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整を行う必要はありません。

▶従業員の皆さんは、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。

▶年税額を12回に分けて支払うため、納期が年４回である普通徴収(納税義務者が直接納付)より１回あたりの負担額が少なくなります。

■手続き等

毎年１月31日までに給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を該当市町村へ提出する際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載してください。

なお、給与支払報告書(総括表・個人別明細書)には、給与支払者の法人番号(個人事業主は個人番号)、従業員等の個人番号の記載が必要です。

詳しくは従業員等の住所地の市町村住民税担当課へお問い合わせください。

問税務課市民税係（☎983-1113、983-2164）

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事完了の翌年度の固定資産税（100㎡相当分までに限る）の３分の１相当額を減額します。

■減額の要件

新築した日から10年以上経過し、次の❶・❷のいずれかの人が居住する住宅（賃貸住宅を除く。改修後床面積40㎡以上240㎡以下）であること

❶65歳以上の人（改修工事が完了した翌年１月１日現在）

❷申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人、または申請時に障がいのある人

■対象となる改修工事

令和13年３月31日までに、次の❶～❽のいずれかのバリアフリー改修工事が完了した住宅で、補助金等を除く自己負担額が50万円超のもの

❶廊下の拡幅
❷階段のこう配の緩和
❸浴室の改良
❹トイレの改修
❺手すりの取り付け
❻床の段差解消
❼引き戸への取り替え
❽床表面の滑り止め

■申請手続き

改修工事完了後３カ月以内に工事内容・費用がわかる書類（工事明細書や工事箇所の写真等）と居住要件を満たすことを示す書類等を添えて申請してください（必要に応じ、現地確認を行います）。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください(郵送の場合は写しを添付)。

※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※その他詳細は右記二次元コードからご確認ください。

問税務課資産税係（☎983-2480）

償却資産(固定資産税)の申告は令和９年２月１日(月)まで

固定資産税の対象となる償却資産(事業用資産)をお持ちの人は、毎年１月１日現在の資産所有状況を１月31日までに申告する必要があります。

償却資産とは、会社や個人で工場や商店等を経営している人が、土地・家屋以外の事業の用に供するために保有している資産で、構築物や機械および装置、備品等のことです。提出期限間近は大変混雑します。令和９年１月中旬までの早期申告にご協力ください。

■提出先

償却資産申告書に記入し、京都地方税機構へ提出してください（郵送可）。なお、前年度に申告された人には、同機構から12月中旬に申告書または申告案内ハガキが郵送されます。

※申告書は償却資産が所在する市町村ごとに分けて作成してください。

※電子申告（ｅＬＴＡＸ）で申告される人は、償却資産の所在する市町村へ提出してください。

※償却資産申告書などの様式は、京都地方税機構または市ホームページから入手できます。

問京都地方税機構業務課償却資産担当（☎414-4503）、市税務課資産税係（☎983-2480）

市税・国民健康保険料の納付は口座振替のご利用を！

市・府民税（第４期分）・国民健康保険料（第７期分）の納期限は12月28日（月）です。納期限までに取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済（ＰａｙＰａｙ、ａｕ ＰＡＹ、ｄ払い、ＦａｍｉＰａｙ、ＡＥＯＮ Ｐａｙ、ＰａｙＢ、楽天ペイ等）、ｅＬお支払サイト（※）または市役所で納付してください。

※ｅＬお支払サイトでは、市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の税目に限り、納付いただけます。

市ホームページ

口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（金融機関に同依頼書がない場合あり）や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。各月15日までに同依頼書を提出すると、その翌月以降の納期分から引き落とします。

※納期限までに納付がない場合は督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

問市税に関すること＝税務課市民税係（☎983-2481）、国民健康保険料に関すること＝国保医療課国保年金係（☎983-2962）

税の証明書の窓口交付には本人確認書類が必要です

第三者からの虚偽やなりすまし等による課税（所得）証明の不正取得を防止し、個人情報の保護を図ることを目的として、窓口で書類提示による本人確認を行っています。

交付申請時には、次のいずれかの本人確認資料（郵送請求の場合は写し）を持参してください。

❶マイナンバーカード、免許証等の官公庁が発行した顔写真付証明書を１点
❷資格確認書、介護保険証、年金手帳等のうち２点
❸銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書等のうち１点と❷の書類のうち１点

令和８年度の税の証明書はコンビニで取得可

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書がコンビニ等で取得できます。

※マイナンバーカードとカード受領時に設定した４桁の暗証番号が必要です。

■取得できる証明書

最新年度の所得証明書、課税（非課税）証明書

※証明年度の１月１日時点と証明書発行時点で八幡市に住民登録がない場合、証明書の発行はできません。

※申告書等の課税資料が提出されていない場合（未申告）は、証明書を発行することができません。

※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。

※「調整控除額」や「調整額」の記載が必要な場合、コンビニ交付では発行できません。

■サービスの利用時間

午前６時30分～午後11時（土･日･祝日含む）

※12月29日～１月３日とシステムメンテナンス日は利用不可。

■サービスの利用方法

マイナンバーカードを持って、コンビニ等に設置されているマルチコピー機から、案内画面に表示される「行政サービス」のメニューを選択し、案内手順に従って操作してください。

■交付手数料

１通200円（市役所窓口の場合は１通300円）

問税務課市民税係（☎983-2164）

マイナンバーカード休日窓口を開設

平日にマイナンバーカードの申請や受取ができない人のために、休日窓口を開設します。

■開設日時　12月12日（土）
令和９年１月９日（土）
両日とも午前９時～午後１時

■場所　市役所２階市民課

■対象手続き

【予約要】＝マイナンバーカードの交付
【予約不要】＝マイナンバーカードの申請、電子証明書の更新、暗証番号の再設定

※手続きの際は本人の来庁が必要です。やむを得ない事情がある場合は事前に市民課までご相談ください。詳細は市ホームページをご覧ください。

問市民課マイナンバー担当（☎0120-038-614）

おくやみコーナーを設置しています

身近な人が亡くなった際の市役所での手続きについて、申請や必要書類の作成を１カ所で行うことができるおくやみコーナーを設置しています。ご利用にあたっては、電話または窓口での予約が必要です。

■予約枠　月曜日から金曜日の午前９時または午後２時

■予約期限　来庁希望日の３開庁日前まで（土日祝日、年末年始除く）

問市民課（☎983-2759）

市職員の給与等の状況をお知らせします

市の職員数や給与、特別職の報酬等の概要をお知らせします。

市職員に支給される給与は、地方公務員法第24条の規定により、国および他の地方公共団体の給与等を考慮して市条例で定めています。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料などを差し引く前の額で、いわゆる『手取り額』ではありません。

職員の任免および職員数

◆職員の採用および退職の状況(令和７年度)

採用者数

職　種	採用者数
事務職	19人
技術職	4人
保健師	4人
保育士	10人
消防職	4人
調理員	1人
技術員	2人
計	44人

退職者数

退職事由	退職者数
定年退職	1人
普通退職	11人
その他	0人
計	12人

◆部門別職員数(各年４月１日現在)

部門	区分	職員数 令和７年	職員数 令和８年	対前年増減数
一般行政部門	議会	6人	6人	0人
	総務	88人	85人	△3人
	税務	27人	27人	0人
	労働	1人	1人	0人
	農林水産	9人	9人	0人
	商工	10人	13人	3人
	土木	41人	45人	4人
	民生	155人	154人	△1人
	衛生	64人	73人	9人
	小計	401人	413人	12人
特別行政部門	教育	74人	82人	8人
	消防	92人	92人	0人
	小計	166人	174人	8人
公営企業等会計部門	水道	18人	19人	1人
	下水道	8人	7人	△1人
	その他	36人	35人	△1人
	小計	62人	61人	△1人
合　計		629人	648人	19人

(注)職員数は一般職に属する職員数です。

◆一般行政職の級別職員数(令和８年４月１日現在)

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１年前構成比	５年前構成比
１級	主事・技師の職務	46人	13.9%	13.0%	12.8%
２級		37人	11.1%	11.8%	19.4%
３級	主任の職務	100人	30.1%	28.8%	20.9%
４級	係長の職務またはこれに相当する職務	45人	13.6%	13.0%	14.1%
５級	課長補佐の職務またはこれに相当する職務	36人	10.8%	11.1%	11.6%
６級	課長の職務またはこれに相当する職務	47人	14.2%	15.2%	12.8%
７級	部長の職務またはこれに相当する職務	21人	6.3%	7.1%	8.4%

(注)八幡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

職員の給与・手当

◆人件費の状況(令和７年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(令和８年３月31日現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B／A	(参考)令和６年度の人件費率
67,918人	32,238,274千円	7,061,112千円	21.9%	22.4%

(注)人件費は、職員に支払う給与のほか、市議会議員、各種委員に支払う報酬等も含みます。

◆職員の年齢、給料月額および給与月額(令和８年４月１日現在)

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.9歳	328,500円	432,902円
技能労務職	43.2歳	299,900円	372,898円

(注)①「一般行政職」とは、事務等職員構成比が一番高い職種(税務、水道、消防、保育園、幼稚園等を除く)で、「技能労務職」とは、調理、庁務、清掃等の職種です。
②「平均給料月額」は、各職種ごとの職員の基本給の平均額です。
③「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。

◆職員の初任給
(令和８年４月１日現在)

区　分	初任給
大学卒	237,600円
高校卒	213,100円

(注)初任給は、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の給料の額です。



◆期末手当・勤勉手当(令和８年４月１日現在)

八幡市	国
(令和７年度支給割合) ・期末手当　2.525月分 ・勤勉手当　2.125月分	(令和７年度支給割合) ・期末手当　2.525月分 ・勤勉手当　2.125月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５％～15％ ・管理職手当の月額を加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５％～20％ ・管理職加算 10％～25％

◆特別職の報酬等(令和８年４月１日現在)

区　分		給料月額等
給　料	市長	848,700円
	副市長	721,300円
報　酬	議長	550,000円
	副議長	500,000円
	議員	470,000円
期末手当	市長 副市長 議長 副議長 議員	(令和７年度支給割合) 3.50月分
退職手当		(算定方式)
	市長	848,700円×在職年数×550／100
	副市長	721,300円×在職年数×325／100

問人事課（☎983-2148）



オレンジカフェ事業



認知症の人やその家族、地域の人が集う場「オレンジカフェ」を市内各所で開催しています。地域包括支援センターの職員が認知症に関する悩みや介護者の相談にも応じます。詳しくは各地域包括支援センターへお問い合わせください。
※日時は令和９年３月までの予定。

カフェ　たけのこ

■場所　文化センター喫茶室
■日時　毎月第３木曜日
午後２時～３時30分
■費用　250円／人・回
(飲み物、お菓子付き)
申地域包括支援センター
梨の里（☎982-0125）

YMカフェ

■場所　地域包括ケア複合施設
ＹＭＢＴ(男山石城１番地４)
■日時　毎月第３金曜日
午後２時～３時30分
■費用　無料
(飲み物、お菓子等の提供あり)
申地域包括支援センター
やまばと（☎982-8000）

カフェ　ぽっぽ

■場所　よりば路
(橋本塩釜21番地)
■日時　毎月第４木曜日
午後２時～３時30分
■費用　無料
(飲み物、お菓子等の提供あり)
申地域包括支援センター
美杉会（☎971-3576）

カフェ　おりおり

■場所　有都福祉交流センター
(内里北ノ口５番地の１)
■日時　毎月第４木曜日
午後２時～３時30分
■費用　無料
(飲み物、お菓子等の提供あり)
申地域包括支援センター
有智の郷（☎972-1000）

問高齢介護課（☎983-5471）